

別記実施基準

県産水田粗飼料利用拡大推進事業実施基準

第1 事業の目的

県産粗飼料の利用を更に拡大・定着させるため、畜産農家が良質でコストに見合った粗飼料を安定的に確保できるよう、耕種農家と連携を図る取組を支援する。

第2 事業の要件

1 取組主体（畜産農家）

本事業において助成の対象とする畜産農家は次の条件を満たす者とする。

- (1) 県内に農場が立地していること
- (2) 県内産粗飼料の利用が令和4年度より拡大していること
- (3) 県内の耕種農家等と3年以上の飼料購入契約を締結すること
- (4) 耕種農家と品質改善、反収増加に取り組んでいること

2 対象粗飼料

(1) 草種

本事業において助成の対象とする粗飼料は次のいずれかとする。

- ア 稲WCS
- イ 牧草（トウモロコシ、ソルゴーを含む）
- ウ 稲わら

(2) 標準的な収量

畜産農家は利用する量を的確に把握するため、耕種農家等から購入した粗飼料の種類ごとの重量の測定に努めることとする。

(3) 自給粗飼料の取扱い

- ア 本事業において助成の対象とするのは、耕種農家等から供給される水田で栽培された粗飼料であって、畜産農家が4月から翌年1月までに供給を受けたものとする。
- イ 畜産農家が自ら所有又は利用権を有する農地で生産した自給粗飼料は対象としない。

3 耕種農家との連携

畜産農家が耕種農家と連携した取組とは次のいずれかとする。

- (1) 栽培期間中の圃場確認（雑草混入軽減、収穫適期判断等）
- (2) 収穫調製時の現場確認（土砂等混入防止、梱包・搬送時破損軽減等）
- (3) 飼料品質に係る情報提供（飼料分析や採食状況の情報提供）
- (4) 次期作に向けた検討（耕種側の次期作付計画への助言等）
- (5) その他適当と認められる取組

第3 事業の対象経費

事業区分の3（取組推進）における補助対象経費の内容は下表に掲げるとおりとし、4月から翌年1月までに実施する取組を対象とする。

(表) 取組推進における補助対象経費の内訳

区 分	内 容
報 償 費	講師謝金、視察料
旅 費	普通旅費
需 用 費	消耗品費、燃料費、光熱水費、印刷製本費、修繕費、資料費、食糧費 (事業遂行上特に必要なものに限る)
役 務 費	通信運搬費、手数料
委 託 料	各種の委託料
使用料及び賃借料	会議室、機械・器具、自動車等の借り上げ及び損料
原 材 料 費	実験・実証材料費、加工用原材料費、工事中材料費
備 品 購 入 費	資料として必要な図書等の購入経費
負 担 金	研修負担金、イベント等参加負担金
そ の 他	上記以外のもので事業遂行上特に必要と思われる費用

第4 事業の実施手続き

- 1 事業実施主体は、交付要綱第3の規定に基づき、事業実施計画書（別記様式第1号）を添付し、知事に提出しなければならない。
- 2 事業実施主体は、交付要綱第4の規定に基づき、重要な変更を行おうとするときには、事業実施変更計画書（別記様式第1号）を添付し、知事に提出しなければならない。

第5 事業実績の報告

事業実施主体は、交付要綱第7の規定に基づき、事業が完了した日から起算して30日を経過した日又は事業実施年度の末日のいずれか早い日までに、事業実績報告書（別記様式第1号）を添付し、知事に提出しなければならない。

第6 事業実施状況の報告

- 1 取組主体は、耕種農家等と交わした飼料購入契約等に基づく3か年の利用状況について、翌年度の4月末までに事業実施主体に報告するものとする。
- 2 事業実施主体は、1により報告を受けた利用状況について、毎年度5月末までに県畜産課長へ報告するものとする。

第7 その他

県は事業実施主体に対し、この事業の実施に必要な経費について予算の範囲内において補助するものとし、この実施基準に定めるもののほか、必要な事項は別に定めるものとする。

附 則 この実施基準は、令和6年5月21日から実施する。

附 則 この実施基準は、令和6年7月22日から実施する。

別記様式第1号

県産水田粗飼料利用拡大推進事業
事業実施（変更）計画書（実績報告書）

事業実施主体名		代表者名	
---------	--	------	--

1 事業計画（実績）

区分	取組主体数	事業費	負担区分	
			県補助金	その他
1 連携支援				
2 品質評価支援				
3 取組推進				

2 事業の効果（実績報告時のみ記入）

事業実施により得られた効果	
今後の課題	
今後の取組み	

3 添付資料

- ・事業区分ごとの事業費の積算内訳
- ・その他必要資料

※ 変更の場合は変更前を比較できるように変更部分を二段書きとし、変更前を括弧書きで上段に記載すること。

(参考様式)

※参考様式であり、実情に応じて契約を締結ください。

水田粗飼料購入（利用供給）契約書（例）

粗飼料供給者 _____ と、畜産農家 _____ とは、水田において生産する粗飼料について、下記の条項により利用供給の契約を締結する。

(粗飼料の種類等)

第1条 粗飼料の種類、栽培面積、生産ほ場は、別紙「水田粗飼料利用供給計画書」に記載のとおりとする。

2 年度により生産する飼料の種類や生産ほ場等を見直す必要が生じた場合には、甲乙協議のうえ決定するものとする。

(供給時期)

第2条 粗飼料を供給する期間は令和6～8年度の3か年とする。

(協議)

第3条 この契約に定めのない事項については、粗飼料供給者と畜産農家が協議のうえ決定するものとする。

この契約の証として本書2通を作成し、粗飼料供給者と畜産農家が記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

粗飼料供給者

住 所 _____

氏 名 _____

畜産農家

住 所 _____

氏 名 _____

(別紙)

水田粗飼料購入（利用供給）計画書

飼料の種類	栽培面積 (㎡)	1年目（令和6年）			2年目（令和7年）			3年目（令和8年）		
		栽培品種	予定収量 (kg)	収穫月	栽培品種	予定収量 (kg)	収穫月	栽培品種	予定収量 (kg)	収穫月

※同一圃場で二期作又は二毛作の作付けをする場合には、行の中で上下2段書きとする。

※予定収量は、重量(kg)又はロール個数(個)のいずれかを記入すること。